

り、該勅令は本月四日附を以て報告せるものと相合して金屬材の消費に節約を行ひ以て國防の急務に對し供給の十分ならんことを計る目的に出てたるものにして産業に對する國家の干渉頗る其度を進めたるものを見る、該勅令に依れば第一、鋼鐵、各種鐵類、鑄鐵、真鍮、日耳曼銀、黃銅、銅板或は銅線を製造する工場は其製造品處分の自由を有せず陸海軍官廳のための外該製品を賣買し得ざること第二、右製品に關しては既に締結済の契約と雖も之が履行は軍需次官の許可を要す、軍需次官は軍用行政用商工用并に一般消費を鑑み右許可を付與し又は之を拒絶す第三、軍需次官は該製品に從事せる工場の生産能力并に現在生産力に顧みて生産を調節按配し且つ各種需要に應するため工場に生産の分配を命ずることを得第四、軍需次官は該製品原料品の價格を基礎として定期に其價格を制定することの以上四點を規定せる外、之れか實施上の細則並に處罰に關する諸規定を包含す該勅令全文左の如し。

一九一六年三月三十日附勅令第三七〇號

第一條 戰爭繼續中伊國に於ける鋼鐵各種鐵類、鑄鐵、真鍮、日耳曼銀、黃銅、銅線或は銅板の製作工場は直接陸海軍官廳のために爲す外其名義の如何を問はず其製作品の處分を爲すことを得又私人或は法人に對し其製作品の賣買を爲す契約ありとするも軍需次官の許可なきときは之が履行を爲すことを得ず但し契約當事者間又は軍事官憲に對する損害賠償請求權は此限にあらず

第二條 本令公布の日より十日以内に右工場監理者は其製作品の賣買契約にして目下進行中のもの及單に賣渡の義務あるものをも之を軍需次官に届出

り、該勅令は本月四日附を以て報告せるものと相合して金屬材の消費に節約を行ひ以て國防の急務に對し供給の十分ならんことを計る目的に出てたるものにして産業に對する

國家の干渉頗る其度を進めたるものを見る、該勅令に依れば第一、鋼鐵、各種鐵類、鑄鐵、真鍮、日耳曼銀、黃銅、銅板或は銅線を製造する工場は其製造品處分の自由を

有せず陸海軍官廳のための外該製品を賣買し得ざること第二、右製品に關しては既に締結済の契約と雖も之が履行は

軍需次官の許可を要す、軍需次官は軍用行政用商工用并に

一般消費を鑑み右許可を付與し又は之を拒絶す第三、軍需

次官は該製品に從事せる工場の生産能力并に現在生産力に

顧みて生産を調節按配し且つ各種需要に應するため工場に

生産の分配を命ずることを得第四、軍需次官は該製品原料

品の價格を基礎として定期に其價格を制定することの以上

四點を規定せる外、之れか實施上の細則並に處罰に關する

諸規定を包含す該勅令全文左の如し。

一九一六年三月三十日附勅令第三七〇號

○八幡製鐵所部長の更迭(五月十九日付)

製鐵所製鋼部長兼務を命ず
製鐵所銑鐵部長を命ず
製鐵所臨時建設部長を命ず
製鐵所工務部長を命ず
製鐵所技師工學博士 萩原時次
製鐵所技師 葛藏治
製鐵所技師 向井哲吉
製鐵所技師 賴尾巧
製鐵所鑑查課長を命ず
製鐵所技師 宗像十郎

軍需次官は左の項目に基き右製約を差止め或は引渡量を減することあるへし

一、軍需並に陸海軍に對する需要

二、鐵道並に公共事業に對する需要

三、商業並に一般消費の必要

第三條 前條規定の目的を以て軍需次官は各工場の製產能力及現在產出力を鑑み其生產を調節し並に國防及び公共の需要に對し各工場間に其生產の分配を命ずる權能を有す

軍需次官は原料品の價格に鑑み定期に右製產品賣買の基礎たるべき價格を制定す右規定の價格に對し抗議或は訴の申立を爲すを得ず

第四條 本令に違反する行爲あるときは三箇月以下の禁錮並に五十リラ以上一萬リラ以下の罰金刑に處せらる

第五條 本令適用より生ずべき爭議に關しては一九一五年六月廿六日附勅令第九九三號第十條を以て決定せらるへし

第六條 陸海軍大臣は本令適用に關する細則を規定す

第七條 本令は其公布の翌日より實施せらる

○製鐵所留學生規則 政府は本月八日官報(七日附)勅令第百十五號を以て製鐵所外國留學生に關する件を公布

し即日より施行せるか其要旨左の如し。

製鐵所外國留學生は農商務大臣の選抜に依り製鐵及之に附帶する事項に關し須要の學術技藝を研究せしむる爲外國に派遣する者とす▲前項の外國留學生に關しては水産講習所在外研究生規程第二條乃至第七條の規程を準用す同時に外務省令第二號を以て之れか規定を改正し第一條中支那語の下に「蒙古語」馬來語の下に「波斯語」を加へ第十一條第一項中漢文英文佛文の下に「蒙古語を講習す」へき者は蒙古文漢文英文又は佛文」を馬來文英文又は佛文の下に「波斯語を講習す」へき者は波斯文英文又は佛文」を加ふ

○製鐵業調査會議(前號の續)

第十日(五月廿三日)

製鐵業調査會第二特別委員會は廿三日午後一時半より農商務省に開會中村委員長以下委員全部出席製鐵業の種類に關する件に關し各委員提出案につき審議せしかと決定に至らず五時散會せり第二委員會は廿四日更に會合を開き決定案を作製する筈なるか第一委員會の答案(製鐵の原料に關する件)は既に決定し居るを以て第二委員會案の決定を待ち廿五日に總會を開き兩委員會の作製案を正式に決定する筈なり

第十一日(五月廿四日)

製鐵業調査會第二部特別委員會は廿四日午後一時半より農商務省に開會出席者は中村委員長以下各委員及農商務省より河野農相上山次官、機部局長其他にて第二諸問案「製鐵業種類調査に關する事項」に對する各委員よりの提出案に就き引續き協議する處あり愈決定したるを以て廿五日本會議を開き義に決定したる第一諸問案製鐵原料の調査及供給に關する事項の答申案と共に付議決定する筈なるか尙第三諸問たる「官民製鐵事業の調和に關する事項」及第四諸問案「製鐵業の發達を促すに必要なる事項」も同日協議すへしと

諸問案「製鐵業の發達を促すに必要なる事項」も同日協議すへしと

第十二日(五月廿五日)

製鐵業調査會は廿五日午後一時半より農商務省會議室に於て開會松方、鈴木門野の三氏を除く十七名の委員出席し農商務省よりも河野農相、上山次官、機部鑛山局長以下の出席あり河野農相議長席に着き義に小委員會に於て決定したる『製鐵原料の調査及供給に關する事項』の答申案に就ては高崎委員長より『製鐵業の種類調査に關する事項』の答申案に就ては中村委員長より夫れべ報告あり先づ第一案より討議に入りしか何分にも我國に於ける製鐵原料は釜石其他に於て產出するものあるも製鐵所の第三期擴張を始めとし將に各方面に勃興せんとする製鐵事業に對し満足なる原料の供給を爲さんとせは内外に亘り慎重なる調査と完全なる手段方法を講ぜざる可らず要するに製鐵原料の供給は製鐵事業の根本問題にして且つ此問題は刻下の急務なるより勢ひ各委員間に眞面目なる意見種々續出し議論數時間に亘りしも未決の儘六時過散會したるか其内容は内外に對し重要の關係あるを以て一切秘密に附しつゝあり

第十三日(五月廿六日)

製鐵業調査會は前日に引續き廿六日午後一時半より農商務省會議室に於て本會議を開き河野農相缺席の爲め中村委員議長席に付き第一特別委員會『製鐵原料の調査及供給に關する事項』の結果に就審議する所あり六時散會せるか第一諸問事項は右にて議了したるを以て廿九日午後一時より引續き開會第二特別委員會の報告に就き審議する筈

第十四日(五月廿九日)

製鐵業調査會は二十九日午後一時より農商務省會議室に於て開會原田、門野の兩委員の外各委員出席中村雄次郎氏議長席に着き第二諸問案『製鐵業の種類調査に關する事項』の答申案に就き審議を爲したるも具體的決定を見るに至らず五時散會せるか尙ほ三十日も午後一時より引續き協議を續行すへしと

第十五日(五月三十日)

製鐵業調査會は三十日午後一時より農商務省會議室に於て開會河野農相不在に就き中村雄次郎氏議長席に着き和田、門野、香村、高崎其他各委員の提出に拘はる製鐵業調査及發達の希望若しくは意見を和田委員の手に於て纏めたるものに基き審議する所あり午後五時散會三十一日も引續き午後より開會の筈第十六日(五月三十一日)

製鐵業調査會は三十一日午後一時半より農商務省會議室に於て開會河野農相